



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

資料1－1

輸入食品の安全性確保の取組み

～平成27年度輸入食品監視指導計画（案）について～

食品安全部輸入食品安全対策室



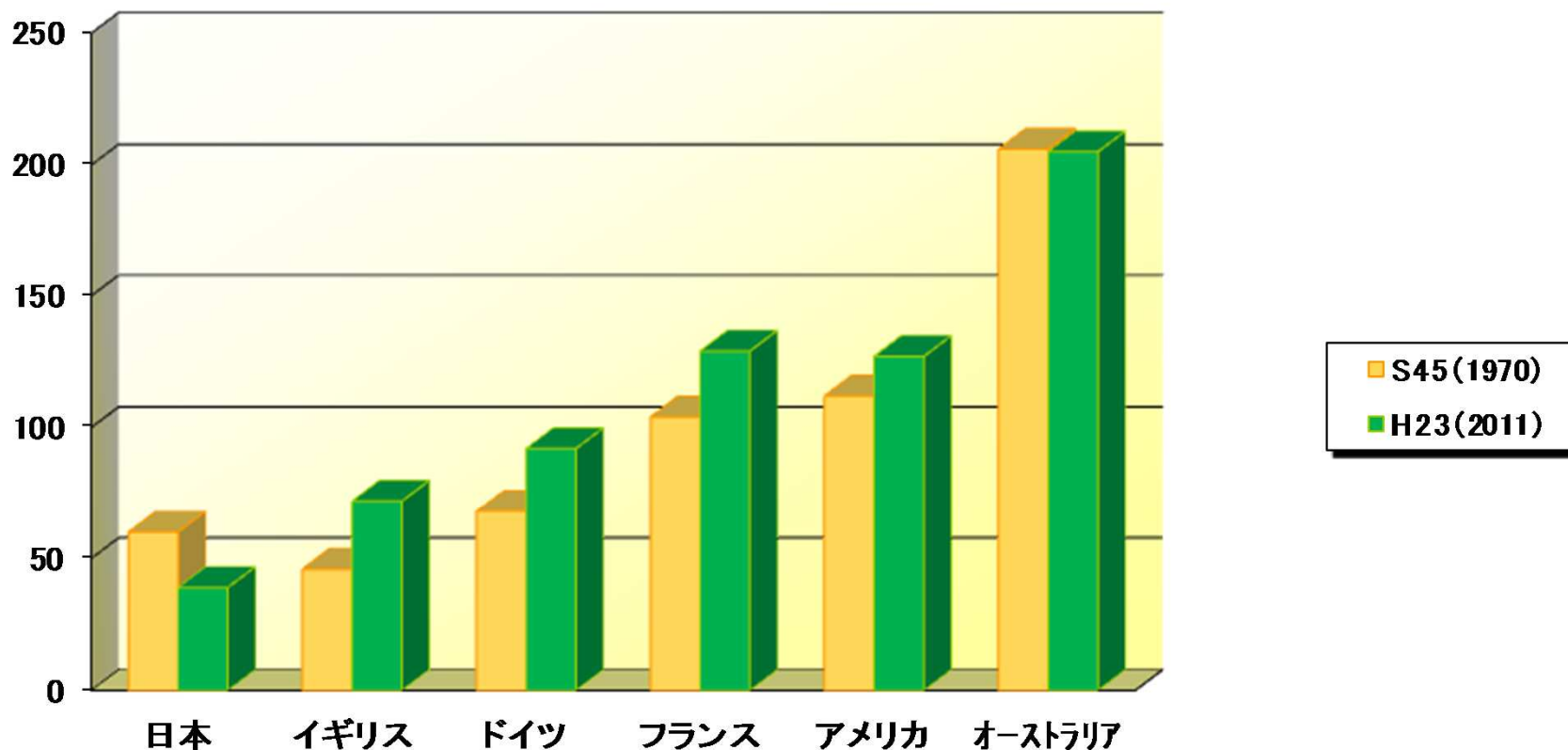
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 輸入食品の現状

主要先進国のカロリーベース総合食料自給率*

%

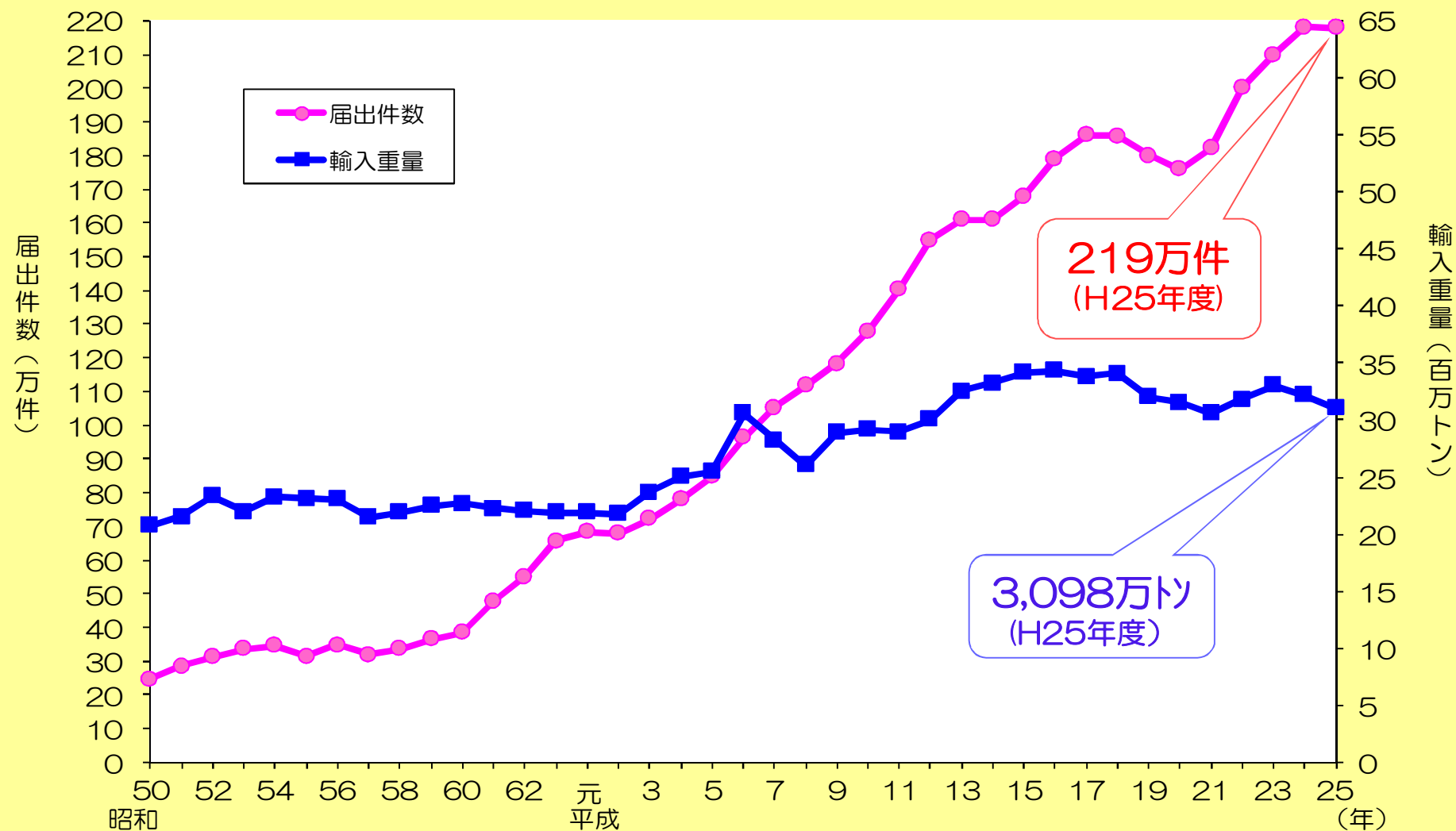


* 1人1日当たり国産供給熱量／1日1人当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

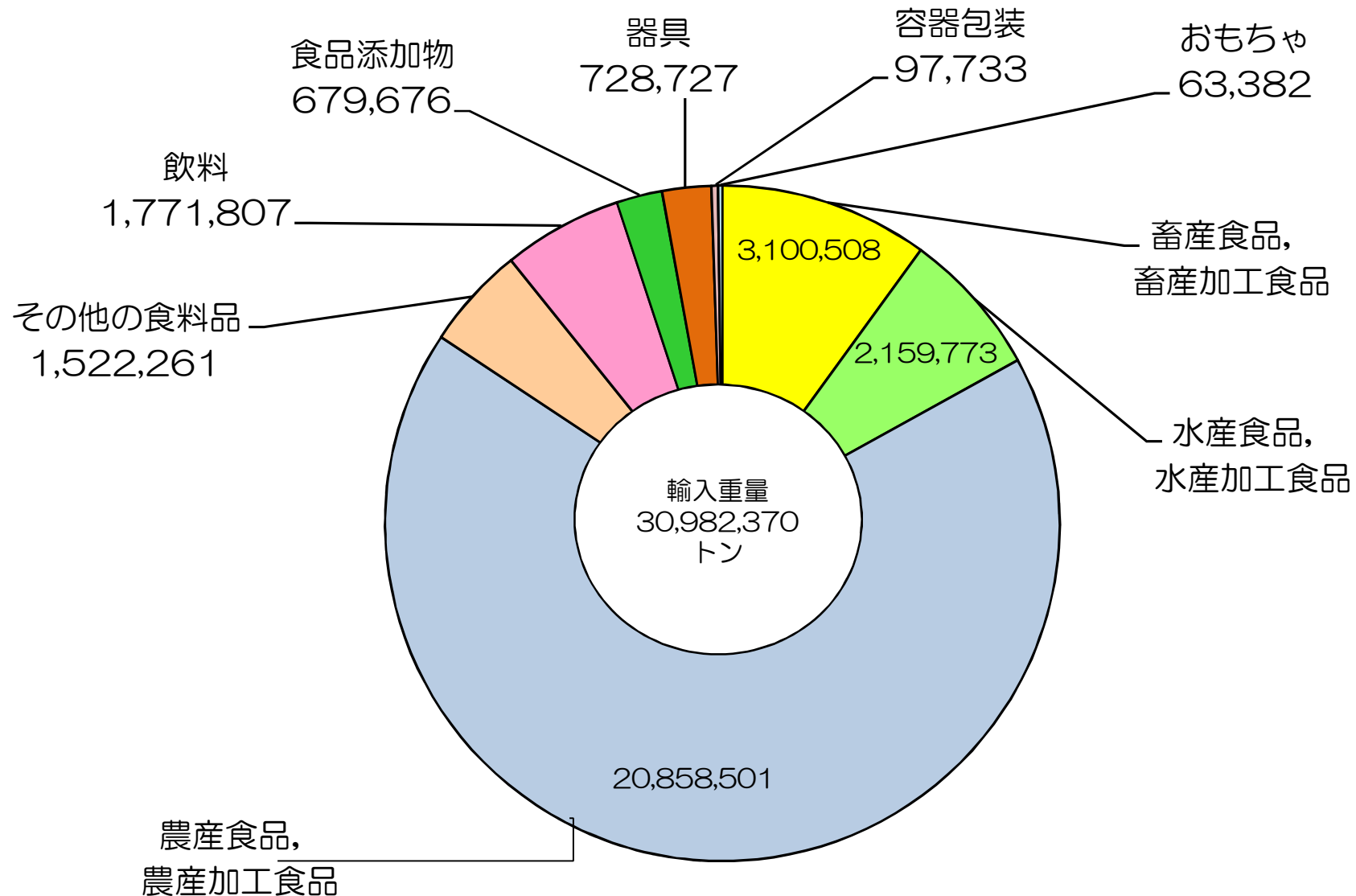
農林水産省「食糧需給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移

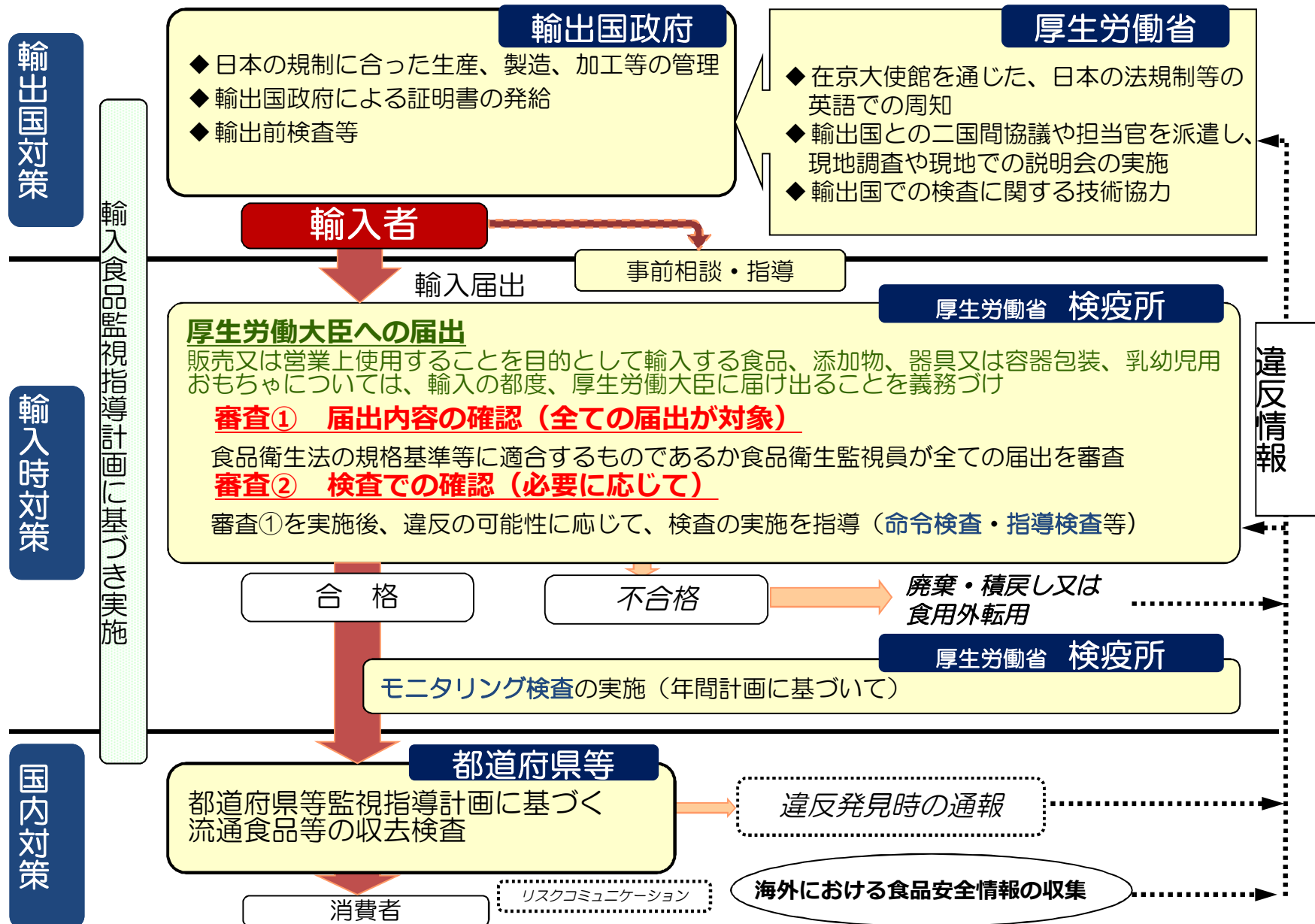


* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

食品等の輸入の状況（平成25年度）



監視体制の概要





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 輸出国対策

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施（輸出国事前調査）

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を行う。

輸出国との二国間協議・現地調査の実施例(平成25年度抜粋)

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
メキシコ	アボガド	残留農薬管理対策の確認のための 現地調査	平成25年6月
アイルランド	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業 の現地調査	平成25年11月
米国	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業 の現地調査	平成25年12月
デンマーク	チーズ	リステリア菌に係る衛生管理対策の 検証のための現地調査	平成26年3月

輸出国事前調査の実施例（南アフリカ）

南アフリカにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	農産物基準法（APS法）（Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990） 食品、化粧品、殺菌剤法（Foodstuffs, Cosmetics And Disinfectant Act No,54 of 1972） 肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法（Fertilizers, Farm Feeds, Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No,36 of 1947） 基準法（Standards Act No,29 of 1993）
調査対象	農林水産省（DAFF）、検査業務総局（DIS）、保健省（DoH） 国家規制管理局（NRCS）、生鮮食品輸出管理委員会（PPECB） 南アフリカ度量衡基準局（SABS）
概 要	南アフリカにおける食品衛生規則について、南アフリカ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品事業者等を対象にセミナーを開催した。 また、オレンジ農場の現地調査を行い、残留農薬の管理状況等について調査を実施した。

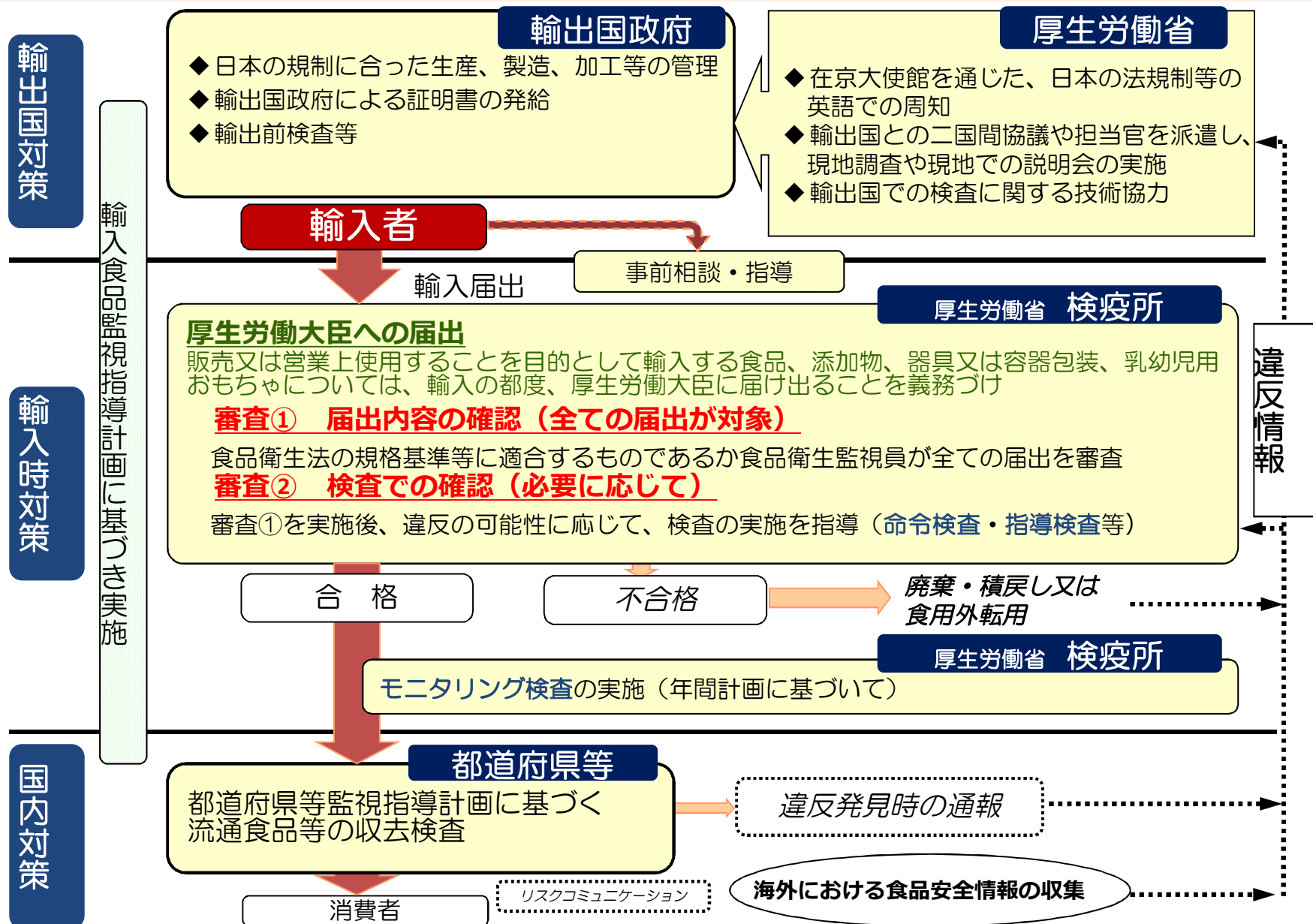


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

3. 輸入時対策

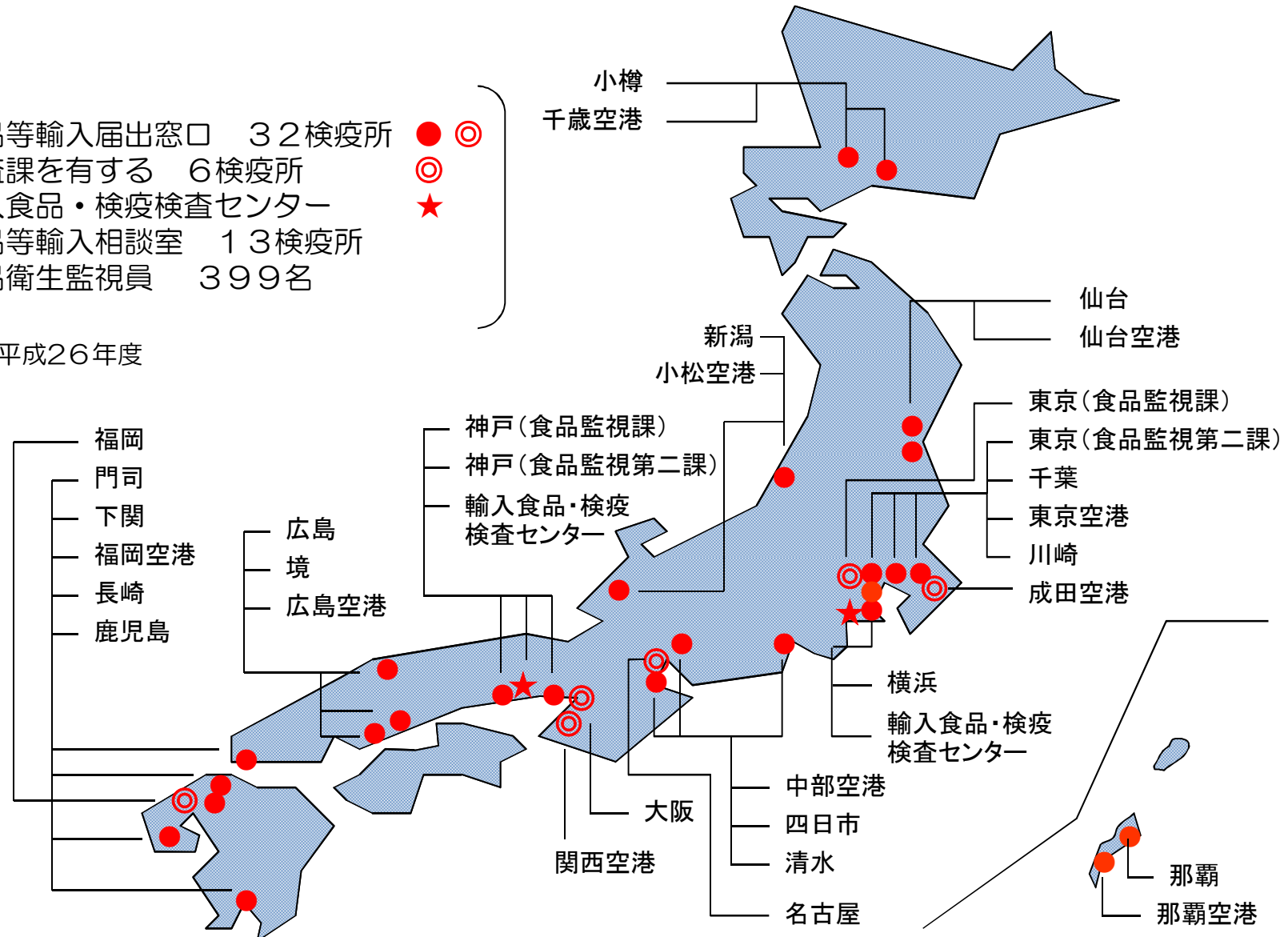
監視体制の概要



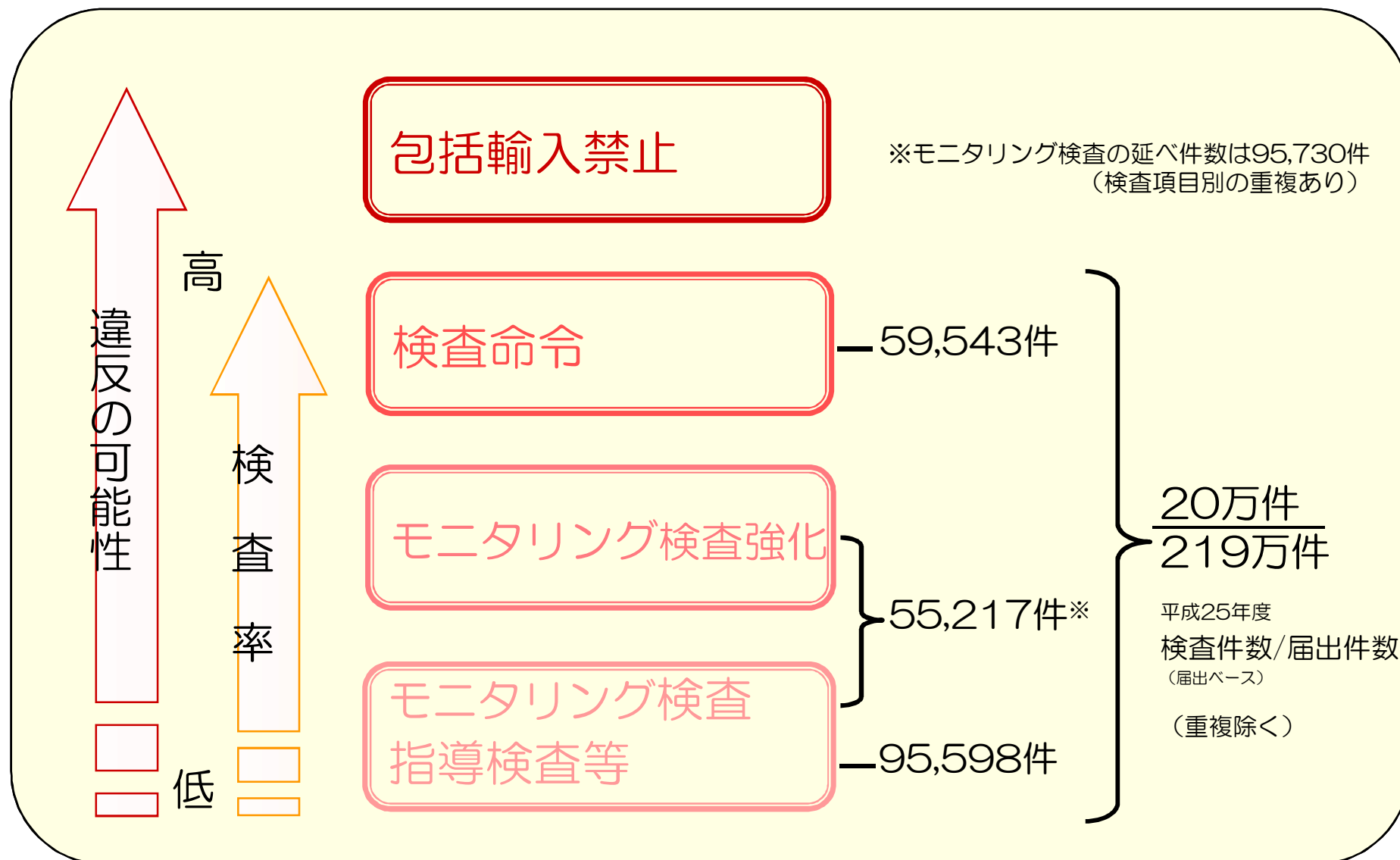
食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
 検査課を有する 6 検疫所 ◎
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品等輸入相談室 13 検疫所
 食品衛生監視員 399 名

※平成26年度



輸入時の検査体制の概要



厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品（例：O-157、リステリア、
アフラトキシン等）

健康被害発生の恐れ

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

平成25年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,185,480件
- ◆ 検査件数 201,198件（検査率9.2%）
（検査命令 59,543 件、モニタリング検査 55,217 件、指導検査等95,598 件）
- ◆ 違反件数 1,043件（届出件数の0.05%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数93,711件に対し、95,730件実施（実施率約102%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 29カ国・1地域の67品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 13カ国・1地域の23品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び25カ国・1地域の75品目（平成26年3月31日現在）

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成25年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
台湾	デンプン製品	マレイン酸混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を行った
トルコ	タヒニごまペースト及びその加工品	サルモネラ属菌汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を行った
英国	スモークサーモン	リステリア菌汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、輸出国における回収に応じる等の対応を行う措置を講じた

主な食品衛生法違反内容（平成25年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	336	31.0	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ケツメイシ、くり、ひよこ豆等のアフラトキシンの付着、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア菌検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、大麦の輸送時における事故によるグリースの付着、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の制限	20	1.8	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	98	9.0	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、ヒマワリレシチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、スーダンⅠの指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	568	52.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質（セシウム）の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	56	5.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	7	0.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,085（延数） 1,043（違反届出件数）		

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成23年度：34社、平成24年度：28社、平成25年度：24社



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 平成27年度輸入食品監視指導 計画（案）における変更点

最近の状況①

海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

原因	対象国・地域	対象食品及び内容
腸管出血性大腸菌O26	フランス	ナチュラルチーズ
腸管病原性大腸菌O26	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ
サルモネラ	フィリピン	生食用切り身まぐろ
アルカロイド	スイス	食品
	ドイツ	
ジエチルスチルベストロール	デンマーク	豚肉

最近の状況②

BSE発生国への対応について

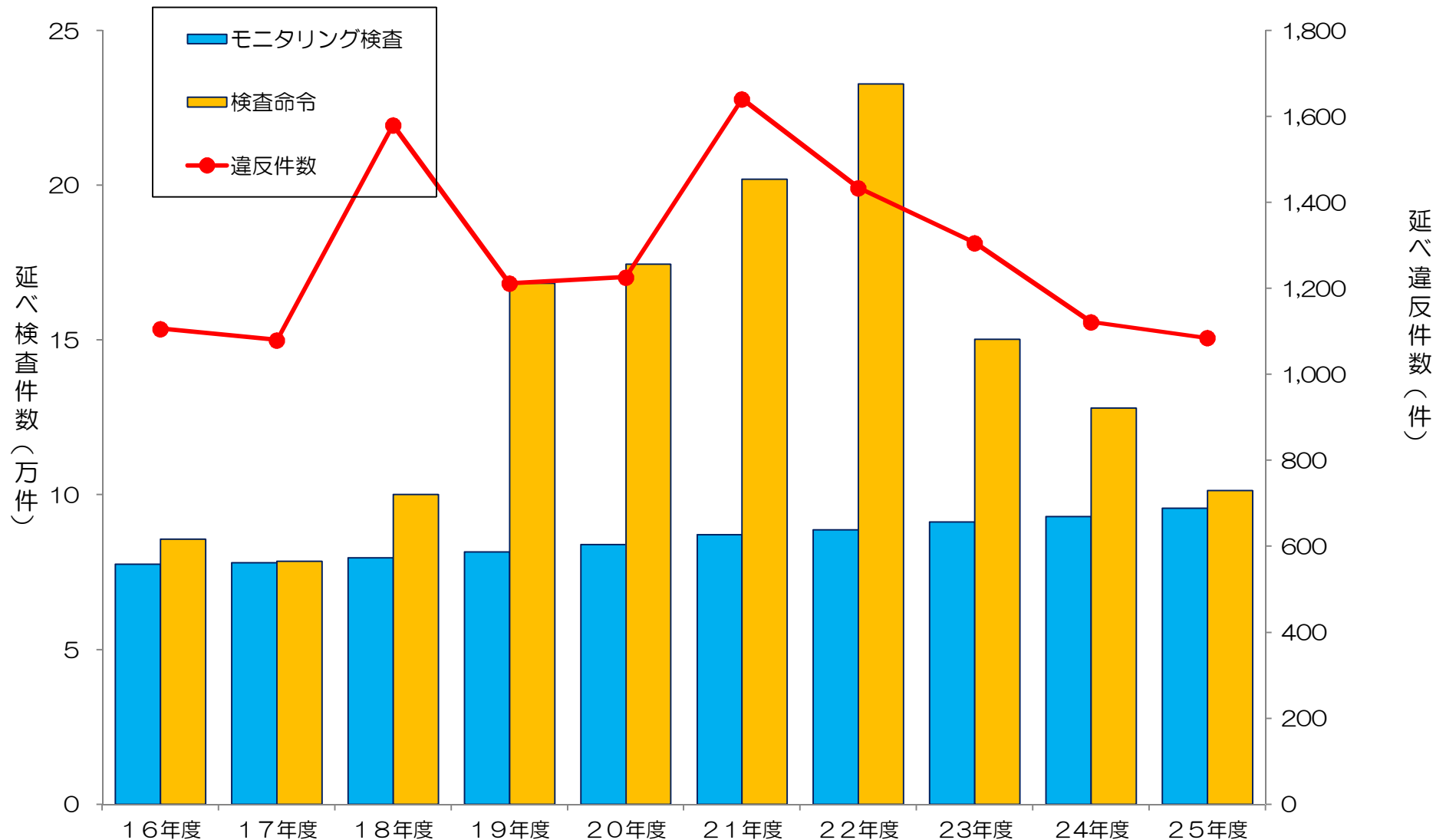
国名	平成17年度	～	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アメリカ 		一定条件下で輸入再開（H17年12月12日）				
カナダ 		一定条件下で輸入再開（H17年12月12日）				
フランス 					一定条件下で輸入再開（H25年2月1日）	
オランダ 					一定条件下で輸入再開（H25年2月1日）	
アイルランド 					一定条件下で輸入再開（H25年12月1日）	
ポーランド 					一定条件下で輸入再開（H26年8月1日）	
ブラジル 					輸入条件を協議中	
スウェーデン 					食品安全委員会においてリスク評価中	

H26年
12月～

H27年
1月～

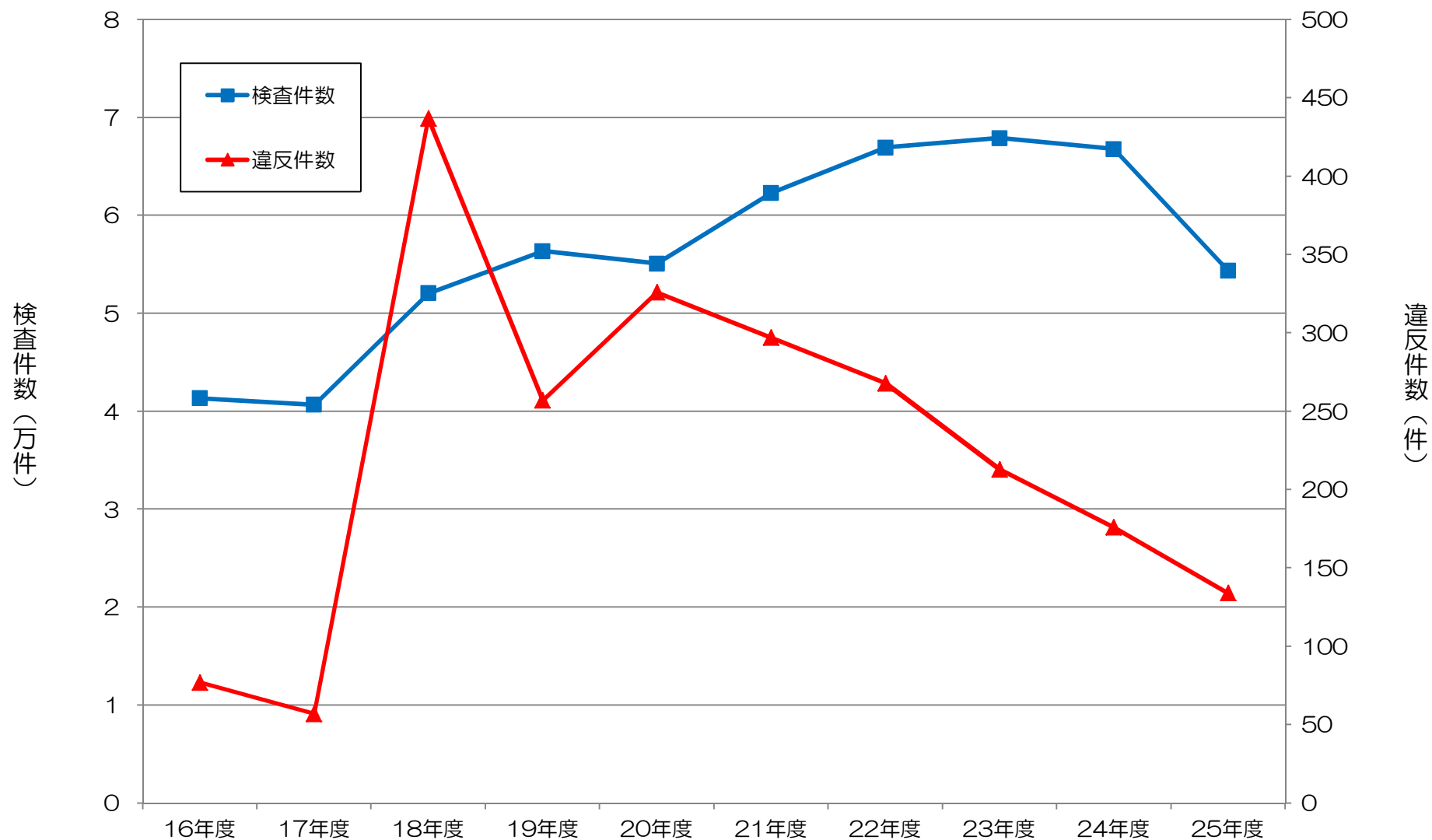
最近の状況③

年度別延べ検査件数※の推移



※届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

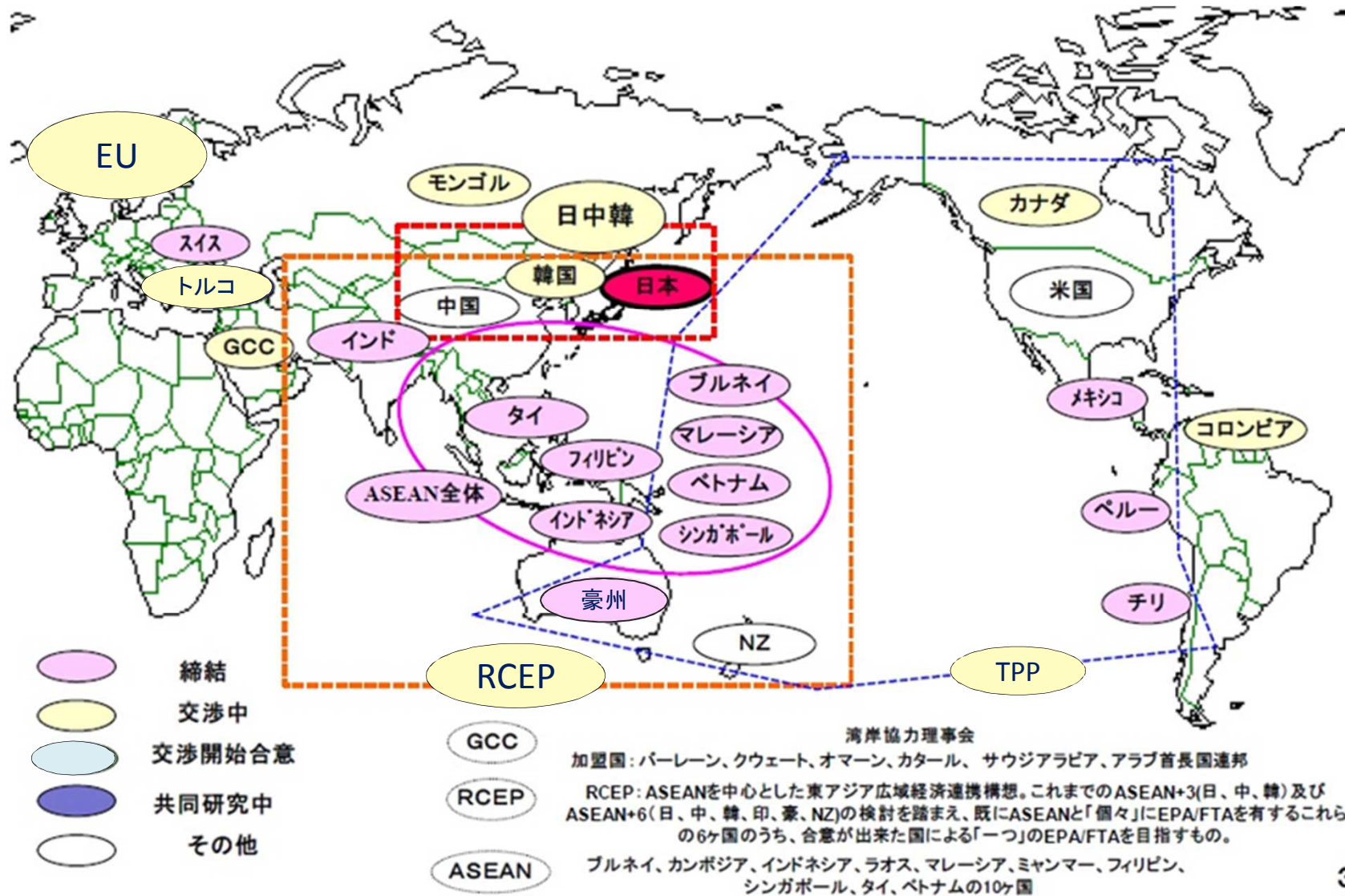
残留農薬に係る年度別検査件数※の推移（参考）



※検査件数及び違反件数は実数

最近の状況④

経済連携協定やTPPの対応状況



3

最近の状況⑤－1

中国の食品加工会社による期限切れ鶏肉の使用 に関する事案への対応

◆ 経緯

平成26年7月、中国において「上海福喜食品有限公司」が期限切れ鶏肉を使用した製品を製造しているとの情報を入手。

◆ 対応状況

平成26年8月、日中食品安全推進イニシアチブ実務者レベル協議を北京にて開催。

（協議結果）

- ・ 中国側：原因究明及び輸出品への影響の程度について調査を実施中との説明。
- ・ 日本側：以下について中国側に強く要請。
 - ① 今回の事案に係る対日輸出された食品に関する調査を早期に終了し、具体的な根拠とともに結果を報告すること。
 - ② 中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、最終的な調査結果を踏まえ、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じること。
 - ③ 引き続き、我が国に輸出する食品の安全性を確保すること。

ベトナム産食品の異物混入事例に関する事案への対応

◆ 経緯

平成26年7月、ベトナム産冷凍ししゃもに異物（汚物と疑われるもの及び殺鼠剤と疑われるもの）が混入していたとの情報を入手。

◆ 対応状況

- 判明後、厚生労働省は該当製造者からの輸入届出がなされた際には貨物を保留するよう措置。
- ベトナム政府に対し、事実関係等についての調査を依頼。
- 輸入者は所轄自治体の指示に従い、異物混入について公表するとともに自主回収に着手。
- 山口県、厚生労働省は当該事案の公表を行い、消費者が喫食することのないよう情報提供実施。
- 当該商品の回収等は9月末を持って完了。

穀類調整品におけるアルカロイド検出

◆ 経緯

平成26年12月、スイス又はドイツで製造された穀類調整品からアルカロイドが検出され、当該製品が海外で回収されているとの情報を入手。

◆ 対応状況

- 厚生労働省は関連製造者からの輸入届出がなされた際には貨物を保留するよう措置。
- 厚生労働省、管轄自治体は輸入者による関連製品の自主回収情報を公表。

平成27年度輸入食品監視指導計画（案）の主な変更点①

モニタリング検査計画数

約95,000件（前年比1,000件増）

※加工食品に係る衛生管理の強化

検査項目	27年度計画件数（案）
残留農薬	24,900
抗菌性物質等	14,000
成分規格（大腸菌群等）	13,200
添加物	12,500
カビ毒（アフラトキシン等）	6,500
遺伝子組換え	700
放射線照射	600
病原微生物（サルモネラ等）	12,600
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	95,000

平成27年度輸入食品監視指導計画（案）の主な変更点②

重点的に監視指導を実施すべき項目

- ①病原微生物に係るモニタリング検査の確実な実施
- ②BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
- ③ポジティブリスト制度の着実な施行のため残留農薬検査等の継続
- ④経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- ⑤冷凍ししゃもへの異物混入事案や加工食品中に自然毒が含まれていた事案等を踏まえ、輸入者自らによる輸出国段階における自主的な衛生管理の推進の徹底

輸入加工食品ガイドラインのチェックリスト

◆ 経緯

平成20年1月、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

平成20年6月、

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を策定

平成26年7月、中国における期限切れ鶏肉事案

ベトナム産冷凍ししゃもの異物混入事案

平成26年12月、

スイス又はドイツで製造された穀類調整品のアルカロイド検出事案

◆ 対応案

ガイドラインに基づくチェックリストを作成（輸入者責務の自主点検）

段階	チェック項目		チェック
製造、加工段階	①衛生的な環境下での製造・加工が行われる管理体制が整備されているか		☐
	②有害、有毒物質の混入防止対策がなされているか		☐
		原材料及び製品への異物の混入防止措置が講じられているか	☐
		異物の持ち込みを禁止するとともに、施設への入退場管理が行われているか	☐

5. 輸入食品の安全性確保に関する リスクコミュニケーションの主な取組

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

※「平成27年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する御意見については、
平成27年1月23日から2月23日まで募集しております。

参考資料

参考法令

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗剤の製造・使用基準

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。